

# 平成28年度集团指導資料

## 【障害児通所・入所編】

平成29年3月15日  
岡山県保健福祉部障害福祉課



## 適切な事業運営のために！

### <基準条例>

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第12号)

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第50号)

### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第13号)

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）



### <報酬告示>

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

### <留意事項通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）



# 目次

主な関係法令・通知	1
基準条例の県独自基準の概要	2
第1 サービスの質の向上について	7
第2 サービス提供の記録について	8
第3 平成29年4月からの制度改革等について	9
第4 平成30年4月からの制度改革について	13
第5 実地指導での主な指摘事項	
基準条例編	14
報酬告示編	32
(参考資料)	
①放課後等デイサービスガイドラインの概要	40
②児童発達支援管理責任者の改正の概要 (パブリックコメント)	41
③児童指導員任用資格について	42
④勤務形態一覧表(参考様式8)の改正について	43
⑤契約内容報告書(参考様式)	47
⑥障害児通所支援又は障害児入所支援における 日常生活に要する費用の取扱いについて	48
⑦障害児通所給付費受領のお知らせ(参考様式)	52

## 【主な関係法令・通知】

関係法令・通知	省略標記
児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第50号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年十月五日岡山 県条例第四十七号）	最低基準

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

- 厚生労働省 法令等データベースシステム  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>
- 岡山県保健福祉部障害福祉課ホームページ  
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>

## 【基準条例の県独自基準の概要①】

### (1) 人員の基準

#### 栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p><b>従うべき基準</b> ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって<u>児童の栄養管理に支障がない場合</u>は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

#### <基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士を置かないことができるのは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第49条（職員））、通所基準省令（なし）、入所基準省令（第4条）

### (2) 運営の基準

#### ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について<u>書面により</u>当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

#### <基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第12条）、入所基準省令（第6条）

#### イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

いずれの基準にも「なし」

## 【基準条例の県独自基準の概要②】

### ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>通所給付決定保護者に対して説明を行い、<b>書面によりその</b>同意を得なければならない。</p>

#### <基準設定の理由>

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第22条）、入所基準省令（第16条）

### エ 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合）</p> <p><b>2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</b></p>

#### <基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第11条）、通所基準省令（第31条）、入所基準省令（第26条）

## 【基準条例の県独自基準の概要③】

### オ 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p><u>参酌すべき基準</u>            指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>ためのレクリエーション行事を行わなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</p>

#### <基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するなど、幅広い取り組みを行うことを努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所基準省令（第32条）、入所基準省令（第27条）

### カ 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条他）	通所基準条例（第38条他）
<p><u>参酌すべき基準</u>            十一 虐待の防止<u>のための措置</u>に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止<u>及び早期発見並びに虐待があった場合の対応</u>に関する事項</p>

#### <基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（なし）、通所指定基準（第37条他）、入所指定基準（第34条）

※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）

## 【基準条例の県独自基準の概要④】

### キ 非常災害対策【保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p><u>参酌すべき基準</u> 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を<u>設けなければならない。</u> <u>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。</u></p>
<p><u>参酌すべき基準</u> 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p>
—	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</u></p>
—	<p><u>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</u></p>

#### <基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でないことが多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第6条（児童福祉施設と非常災害））、通所基準省令（第40条）、入所指定基準省令（第37条）

## 【基準条例の県独自基準の概要⑤】

### ク 虐待防止（「虐待等の禁止」に第2項を追加）

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p><b>参酌すべき基準</b>            指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  <u>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</u></p>
入所基準省令（第42条）	入所基準条例（第43条）
<p><b>参酌すべき基準</b>            指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。  <u>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

虐待の早期発見や問題解決のため、県や市町村等が行う調査に協力することを求める。

#### <関係省令条項等>

最低基準（第9条の2）、通所指定基準（第45条）、入所指定基準（第42条）

※その他関係する条項（一般原則、運営規程）

#### ●児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ●児童福祉法「第33条の10各号」に掲げる行為

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

# 第1 サービスの質の向上について

適切とはいえない事業所の例

以下のようなものは「不適切」として例示されています。

(H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。
- ・指導員が支援経験の無い（乏しい）バイト（非常勤職員）のみ。



**重要!**

**自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を!**

## 自己評価

☆活用できるツール 放課後等デイサービスガイドライン（参考資料①P40参照）

### <構成>

- 1 総則
- 2 設置者・管理者向け
- 3 児童発達支援管理責任者向け
- 4 従業者向け  
(別添)

- 1 事業者向け自己評価表
- 2 保護者向け評価表

### ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者による評価ができる。

### <概要>

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業者の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など



自己評価の実施・結果の公表



**サービスの質の向上**

## 第2 サービス提供の記録について

### サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児の訓練・活動の状況を把握するためのもの



- ①基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ②利用者負担額等に係る事項
  - ・送迎記録・食事等の提供
  - ・欠席の際の連絡記録
  - ・家庭連携加算等加算に関する記録
- ③サービス提供の具体的な内容  
（※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む）
  - ・実施した訓練の内容・状況
  - ・保護者等との相談の内容
  - ・健康・心身の状態等の様子
  - ・イベント・外出等の実施状況
- ④保護者確認欄
- ⑤その他特記事項（事故・身体拘束など）

**重要!**

**記録はその児童にとって財産となりうるもの。  
そのお子さんが当時どのような様子だったかを知れる貴重な財産。  
次に引き継がれていくもの。**

## 第3 平成29年度の制度改正等について（予定）①

### 児童発達支援管理責任者の実務要件の改正

H29.3.31まで

○障害児・障害者・高齢者の施設等で、一定の支援の実務経験を有すること  
（資格なし：10年以上、社会福祉士・保育士など有資格者：5年以上など）



H29.4.1以降

○障害児・障害者・高齢者の施設等で、一定の支援の実務経験を有すること  
（資格なし：10年以上、社会福祉士・保育士など有資格者：5年以上など）

○**児童・障害者の施設等で、3年以上の実務経験を有すること**

**重要!**

児童発達支援管理責任者の改正の概要（参考資料②P41）

### 放課後等デイサービスに配置すべき従業者の改正

H29.3.31まで

- ・ **指導員**又は保育士
- ・ 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・ 1人以上は常勤



H29.4.1以降

- ・ **児童指導員**、保育士、**障害福祉サービス経験者**※
- ・ **そのうち半数以上は児童指導員・保育士**
- ・ 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・ 1人以上は常勤

※障害福祉サービス経験者

＝高等学校を卒業等かつ2年以上障害福祉サービスに従事したもの

**重要!**

**資格・経験が無い者は従業者として数えられなくなる**

児童指導員任用資格について（参考資料③P42）

## 第3 平成29年度の制度改革等について（予定）②

### 放課後等デイサービス事業者の情報提供等の改正

H29.3.31まで

- ・ 事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ・ 広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。



H29.4.1以降

- ・ 事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- ・ 広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- ・ 提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たって、次の事項について、自ら評価を行うとともに、当該放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- ① 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ② 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ③ 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- ④ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ⑤ 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ⑥ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ⑦ 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

- ・ おおむね一年に一回以上、上記の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※県通所基準条例で同様の趣旨を規定

**重要!**

## 第3 平成29年度の制度改正等について③

### 指導員加配加算の取扱いの変更について

H29.3.31まで

- ・指定基準上必要となる従業者の員数に加え、支援時間帯を通じて1以上配置すること。
- ・1以上の加配の従業者がいない日は算定不可。



H29.4.1以降

留意事項通知に沿った内容に変更。

- ・指定基準上必要となる従業者の員数に加え、常勤換算による算定で1以上配置すること。
- ・月単位で常勤換算数を満たしていれば、「加えて1人」の配置がない日でも算定可能。

### 注意

指定基準部分の人員配置は「時間帯を通じて2人（定員10人までの場合）」で変わりありません。このため、事業所内には常時最低2人は必要になります。

今回の取扱いの変更にともない、現在指導員加配加算を算定している全ての事業所及び指導員加配加算を新たに算定する事業所は、**平成29年3月31日**までに人員配置を確認のうえ、以下の書類を提出してください。（**指導員加配加算を引き続き算定する事業所も提出してください。**）

<提出書類>

- ・変更届（様式第3号）
- ・障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ・障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- ・児童指導員等配置加算及び指導員加配加算に係る届出書
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（平成29年4月分）（参考様式8）  
※この度様式を改めました。参考資料④（P43）をご確認ください。
- ・組織体制図（平成29年4月分）

**重要!**

## 第3 平成29年度の制度改正等について④

### 指導員加配加算の算定例

#### 【例1】

- サービス提供時間：月～土 10:00-18:00 常勤職員の勤務時間：週40時間
  - 従業者A 月 火 水 木 金 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者B 火 水 木 金 土 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者C 月 土 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.4人)
  - 従業者D 月 水 金 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.6人)
  - 従業者E 火 土 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.4人)
- (変更前) 木曜日に加配職員がいないため、算定不可  
(変更後) 指定基準はA・B・Cで満たしている。DとEで常勤換算1以上を満たしているため、算定可能

#### 【例2】

- サービス提供時間：月～金 10:00-18:00 常勤職員の勤務時間：週40時間
  - 従業者A 月 火 水 木 金 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者B 月 火 水 木 金 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者C 月 火 水 金 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.6人)
  - 従業者D 火 木 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.4人)
- (変更前) 時間帯を通じて3人いるため算定可能 (ただし従業者が休んだ日は算定不可)  
(変更後) 従業者A・Bで指定基準を満たし、常勤換算1以上のため算定可能。  
仮に月曜日にCが休んだ場合でも、その分を木曜日など他の日に勤務し、**月単位で常勤換算+1を満たしていれば算定可能** (指定基準の2人を満たせば、利用児の状況に応じた配置が可能)

#### 【例3】

- サービス提供時間：月～金 10:00-18:00 常勤職員の勤務時間：週40時間
  - 従業者A 月 火 水 木 金 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者B 火 水 木 金 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.8人)
  - 従業者C 月 水 金 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.6人)
  - 従業者D 火 水 木 金 10:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.8人)
- (変更前) 月曜日に加配職員がいないため、算定不可  
(変更後) 指定基準はA・BとCの月曜勤務(常勤換算0.2)で満たしている。C(残りの常勤換算0.4)とDで常勤換算1以上を満たしているため、算定可能(指定基準の2人を満たせば、利用者の状況に応じた配置が可能)

#### 【例4】

- サービス提供時間：月～金 14:00-18:00 常勤職員の勤務時間：週40時間
  - 従業者A 月 火 水 木 金 10:00-18:00 (常勤)
  - 従業者B 月 火 水 木 金 14:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.5人)
  - 従業者C 月 水 金 14:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.3人)
  - 従業者D 火 木 14:00-18:00 (非常勤、常勤換算0.2人)
  - 従業者E 月 火 水 木 金 10:00-14:00 (非常勤)
- (変更前) 時間帯を通じて3人いるため算定可能  
(変更後) 従業者A・Bで指定基準を満たしている。**CとDでは常勤換算0.5のため、算定不可。**  
※従業者Eはサービス提供時間に全く勤務しておらず、このサービスの従業者とみなせないため常勤換算算定外(送迎のみ・事務のみを行うなど直接支援を行わない職員についても同様に常勤換算算定外)。

## 第4 平成30年度の制度改正等について

平成30年度に向けた制度改正が厚生労働省において検討されています。  
現時点で概要が公表されているものは以下のとおりです。

### ① 新たなサービスの創設等

平成28年度集団指導資料（共通編）

P39 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）をご確認ください。

### ② 児童発達支援管理責任者の研修受講経過措置の終了

H30.3.31まで

・事業開始の日から1年以内であれば、研修未受講であっても実務経験要件を満たす者を配置することが可能



H30.4.1以降

・**事業開始の日から**、全ての要件（※下記）を満たす者を配置しなければならない。

<要件>

- ・厚生労働大臣が定める実務経験を満たすこと
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- ・児童発達支援管理責任者研修修了

## 第5 実地指導での主な指摘事項①

※根拠条文として、通所基準条例を主に掲載しています。入所基準条例では同項目でも内容が異なる場合があります。対象となる事業の基準をご確認ください。

※「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

### 1 基本方針

**指定障害児通所(入所)支援事業者等の一般原則** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第3条。

第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P350～351

- サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。
- 利用児の人権の擁護及び虐待の防止への取組や、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の適切な措置が規定されていない。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、書面によりその同意を得た後に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。



## 第5 実地指導での主な指摘事項②

### 2 人員に関する基準

**従業者の員数** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第5条。

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 一以上

2 ～略～

3 ～略～

4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

青本P 355～356

● 2名(指導員又は保育士)の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていない時間帯が常態化している。

● 指導員又は保育士に常勤職員がいない。

● 従業者が休暇をとっていたり、送迎等に外出しているために、事業所内の人員が不足している。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意すること。



### 3 設備に関する基準

**設備** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第6条。

第十条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

青本P 359～360

● 指定障害児通所支援の事業の用に供する指導訓練室について、当該事業所が行っている地域生活支援事業の日中一時支援事業と明確に区分されず、両事業の利用者が混在する状態となっていた。

## 第5 実地指導での主な指摘事項③

### 4 運営に関する基準

**内容及び手続の説明及び同意** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第7条。

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について**書面により**当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

青本P360~361

※**赤字**については、県独自基準。

●重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情解決の体制及び手順等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要(名称、住所、所在地、連絡先など)
- ② 運営規程の概要
  - ・事業の目的及び運営の方針
  - ・従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・営業日及び営業時間
  - ・利用定員
  - ・サービスの内容とその料金
  - ・通常の実業の実施地域
  - ・サービスの利用に当たっての留意事項
  - ・緊急時の対応方法
  - ・非常災害対策
  - ・主たる対象とする障害の種類
  - ・虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・その他運営に関する重要事項
- ③ サービス提供開始(予定)年月日
- ④ 苦情を受け付けるための窓口



※【社会福祉法(抜粋)】

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

●「重要事項説明書」と「運営規程」間で内容(営業日時、通常の実業の実施地域など)が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。



## 第5 実地指導での主な指摘事項④

### 契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約 支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

青本P361~362

- 市町村に対して、受給者証記載事項等を報告していない。
- 通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容(日数)を変更(契約の終了を含む。)したときは、通所受給者証へ記載の上、「契約内容報告書」により受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。(参考様式:参考資料⑤P47)



### 心身の状況等の把握 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第13条

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

青本P363

- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等(家族の状況、通院や通学先等)に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑤

### サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第16条

第二十二條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第一項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。

青本P364

※赤字については、県独自基準。

- サービス提供記録とサービス提供実績記録票でサービス提供時間の記録に差異がある。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。（入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えありません。）



### 通所利用者負担額の受領 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第18条

第二十四條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

青本P364～365

- 保護者から適当でない費用の受領がある。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(参考資料⑥P48)

## 第5 実地指導での主な指摘事項⑥

### 障害児通所(入所)給付費の額に係る通知等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第20条。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

青本P366

● 給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。(参考様式：参考資料⑦P52)  
毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



### 児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

青本P367～368

## 第5 実地指導での主な指摘事項⑦

### 児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

青本P367~368

#### ●個別支援計画が作成されていない。

●アセスメントが実施されていない。

●個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。

●担当者会議が開催されていない。

●作成者が他の従業者（指導員）になっている。

●個別支援計画の原案が作成されていない。

●個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。

●個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」、「障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期」、「生活全般の質を向上させるための課題」、「指定児童発達支援の具体的内容」、「支援を提供する上での留意事項」が記載されていない。

●個別支援計画を交付していない。

(参考)平成28年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 共通講義資料(一部体裁変更)

①児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。

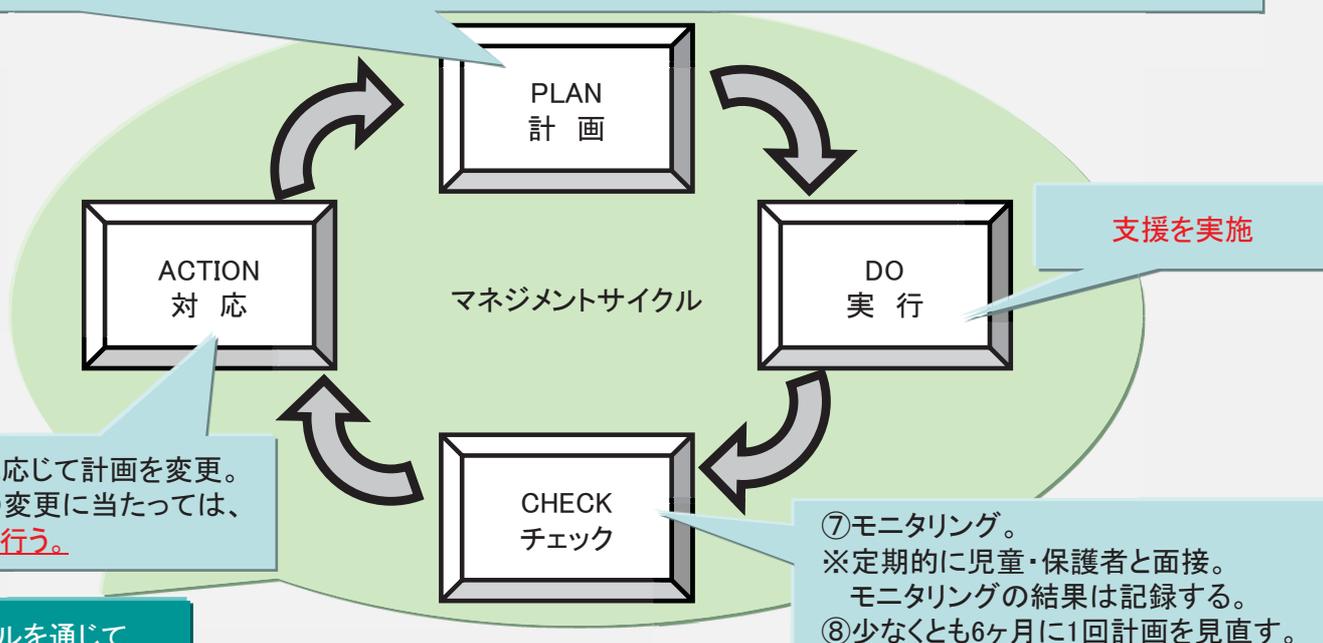
②アセスメントを行い、支援内容を検討。

③計画の原案を作成。※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置づける。

④担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。

⑤児童・保護者に計画について説明。書名により同意を得る。

⑥保護者に計画を交付。



サイクルを通じて

- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

## 第5 実地指導での主な指摘事項⑧

**運営規程** ※基準は児童発達支援を引用。医療型児童発達支援は第64条、保育所等訪問支援は第79条。  
入所支援は入所基準条例第35条。

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第四十四条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

青本P371～373

- 運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。
- 運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。  
※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。
- 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない。

**勤務体制の確保等** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条。

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

青本P373

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- すべての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 人員の基準が満たされているか、確認を行っていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。
- 研修計画がなく、計画的な研修が実施されていない。

## 第5 実地指導での主な指摘事項⑨

指定児童発達支援等において、指導員ごとのシフト表だけを作成している事業所がありますが、これでは管理者が把握する項目として足りません。勤務体制の確保のため、勤務予定表は、月ごとに事業所（施設）ごとに作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業員が複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業員の勤務実績時間数を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



常勤・非常勤を問わず、従業員に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業員となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



- 研修が計画的に実施されていない。または非常勤の従業員について研修が実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

運営規程に定めた研修回数により年間計画等を策定し、従業員の資質の向上のため実施し、実施後は参加者名簿、研修内容、資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業員の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やひやり・はっと、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業員や新規従業員のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業員の質の向上に努めてください。



### 定員の遵守 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第37条。

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

青本P373～374

- 1日の利用定員を超え受け入れている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものである。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意すること。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑩

### 非常災害対策 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条。

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

青本P374~375

- 事業所で想定される非常災害への具体的な計画（消防計画等に準じたもの）が策定されていない。  
また、避難経路図（一次避難場所及び地域避難場所を含む。）が作成されていない。
- 非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
- 事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていない。
- 一部カーテンについて防災性能が確認できない。

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。



### < 参考 >

消防用設備等	根拠法令
防災クロス・カーテン等	消防法第8条3、消防法施行令第4条の3
誘導灯	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条
消火器	消防法第17条第1項、消防法施行令第10条
自動火災報知設備	消防法第17条第1項、消防法施行令第21条
消防機関へ通報する火災報知設備 ※消防署に近接している場合、設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第23条
スプリンクラー設備 ※規模や用途により設置義務がない場合があります。	消防法第17条第1項、消防法施行令第12条

「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑪

**掲示** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

青本P375

- 重要事項の掲示がされていない。
- 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない（変更前の内容）。

**身体拘束等の禁止** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第42条。

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供 に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

青本P375～376

- 身体拘束を行った際の記録がない。

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。



**会計の区分** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第51条。

第五十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

青本P379

- 他のサービスと会計が区分されていない。

## < 補足 > その他気をつけていただきたい点①

今年度の実地指導において指摘事項はありませんでしたが、適切な支援提供のために、以下のことについてもご留意ください。

### 提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第8条。

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

青本P362

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申し込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」または「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得たうえで、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

### 受給資格の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第11条。

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定がなされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

青本P362~363

- 障害児の受給者証の写しを取るなどの方法による確認をしていない。
- 障害児の受給者証の写しについて、給付決定期間の有効期限が切れたままで更新されていない。

## <補足>その他気をつけていただきたい点②

**取扱方針** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第21条。

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に  
応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配  
慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決  
定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなけれ  
ばならない。

青本P366~367

●法人代表者の責任の下、管理者が従業者と協議し、自ら提供するサービスの質についての評価を実施して  
いない。

自ら提供するサービスが適切かどうかについて、放課後等デイサービスガイドラインの評価表の活用や  
満足度調査などの方法により評価し、サービスの質の向上に役立ててください。

評価結果については、重要事項説明書に添付する、利用申込者に配布する、事業所の見やすい場所に掲  
示するなどの方法により、積極的な公表に努めてください。



**管理者の責務** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第33条第2項。

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その  
他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるた  
めに必要な指揮命令を行うものとする。

青本P371

●管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守れていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。  
また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静の把握することなど、障害児及び従業  
員の全体の管理を行ってください。



＜補足＞その他気をつけていただきたい点③

**健康管理** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第40条。

第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期健康診断は少なくとも一年に二回行うものとする。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

青本P370

- 障害児の健康診断が行われていない。
- 従業員(常勤、非常勤)の健康診断が行われていない。  
また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所及び入所施設は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。



管理者は従業員(施設職員含む)健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。従業員の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、採用時及び年1回の健康診断の実施を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業員に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業員等の健康診断の結果について把握した内容は、実地指導時において確認しますので、全従業員の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業員の受診状況について把握し、保管してください。



## <補足>その他気をつけていただきたい点④

### 衛生管理等 ※基準は児童発達支援及び福祉型障害児入所施設を引用。

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

青本P375

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

青本P438~479

- 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- 事業所（施設）の設備及び備品等について、衛生的な管理が行われていない。

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要です。

- ① 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。（参考 P150~153）
- ③ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
- ④ 共用タオルの廃止、手洗い・うがいの励行など
- ⑤ 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える。
- ⑥ 感染症マニュアルを整備し、従業者に周知する。
- ⑦ 感染予防に関する研修を行う。（インフルエンザ、ノロウィルス、食中毒など）



## <補足>その他気をつけていただきたい点⑤

### 秘密保持等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第44条。

第四十八条 指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

青本P376~377

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。  
また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。

- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。



事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。（家族の同意欄は複数設けること。）



## < 補足 > その他気をつけていただきたい点⑥

### 苦情解決 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第47条。

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

青本P377~378

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催



＜補足＞その他気をつけていただきたい点⑦

**事故発生時の対応** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第49条。

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

青本P379

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、速やかに障害児の家族に報告してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で再発防止のための取組みを行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ひやり・はっと事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など



**記録の整備** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第51条。

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- 二 児童発達支援計画
- 三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四十五条第二項の規定による身体拘束等の記録
- 五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

青本P379～380

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

※保存する記録については、各基準に定められるものによること。

## 第5 実地指導での主な指摘事項①

### 1 届出手続きの運用

#### 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

##### 留意事項通知 第一 5

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

赤本P525

●加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

### 2 報酬の算定に関する事項

#### 人員欠如減算

##### 報酬告示別表 第1 注3 (1)

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

児童発達支援給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合別に厚生労働大臣が定める割合

青本P546

## 第5 実地指導での主な指摘事項②

### 留意事項通知 第二 1 通則 (6)

人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

#### ① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、基準該当通所支援

#### ② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

#### ④ 人員欠如減算の具体的取扱い

(一) 指定通所基準の規定により配置すべき看護師、(児童)指導員、保育士及び機能訓練担当職員については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(二) (一)以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

(四) 多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき(児童)指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

赤本P529~530

●人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算で算定されていなかった。

指定基準の規定により配置すべき児童指導員、指導員及び保育士については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、**利用児童全員**について、所定単位数の**100分の70**で算定してください。(1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。)

児童指導員、指導員及び保育士以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、**利用児童全員**について、所定単位数の**100分の70**で算定してください。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障害児通所支援の**利用児童全員**について減算となります。



## 第5 実地指導での主な指摘事項③

### 家庭連携加算

#### 報酬告示別表 第1 2

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という)において指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く)が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、**1月につき2回を限度として**、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P554~557

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 現に要した時間で算定していた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定することとしてください。  
平成27年度制度改正より1月に2回を限度とします。



### 事業所内相談支援加算

#### 報酬告示別表 第1 2の2

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、**1月につき1回を限度として**、所定単位数を加算する。

ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

赤本P556~557

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

### 訪問支援特別加算

#### 報酬告示別表 第1 3

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等を利用しなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助を行った場合に、**1月につき2回を限度として**、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する**標準的な時間**で所定単位数を加算する。

赤本P556~559

- 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画において、当該加算に関する記載がない。
- 現に要した時間で算定していた。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。

## 第5 実地指導での主な指摘事項④

### 欠席時対応加算

#### 報酬告示別表 第1 8

##### (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を算定する。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑪

指通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

赤本P554~557

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、場合に当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録が確認できない。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能となります。  
また、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録してください。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑤

### 医療連携体制加算

#### 報酬告示別表 第1 10

##### (児童発達支援、放課後等デイサービス)

イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位 / ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位

ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) 500単位 / ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) 100単位

注1 イについては、医療機関との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう以下同じ。)を指定児童発達支援業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し1日につき所定単位数を加算する。ただし1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

注2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

注3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のハ又はホを算定している場合は、算定しない。

注4 ニについては、喀痰吸引等社会福祉士及び介護福祉士法第2条2項規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただしイ若しくロ又は1のハ若しくはホを算定している場合は、算定しない。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑬

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

(一) 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。

(二) 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。

(三) 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。

(四) 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002号)を参照のこと。)

赤本P566~567

- 連携する医療機関の医師から看護の提供に関する指示を受けていない。

医行為の範囲等につきましては、平成28年度集団指導資料【共通編】P29~38をご参照ください。



## 第5 実地指導での主な指摘事項⑥

### 延長支援加算

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑮

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める**営業時間が8時間以上**であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「営業時間」には、**送迎のみを実施する時間は含まれない**ものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ **延長時間帯**に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)が**1名以上配置**していること。

エ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の**延長した支援が必要なやむを得ない理由**があり、かつ、原則として**当該理由が障害児支援利用計画に記載**されていること。

赤本P568~569

- 延長時間帯に直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していない。

### 関係機関連携加算

#### 報酬告示別表 第1 12の2 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑮の2

赤本P568~573

- (関係機関連携加算 I を算定)  
児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等が記載されていない。

関係機関連携加算 I を算定する場合、児童発達支援計画に関する会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に**関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすることが必要**です。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、**関係機関との連絡調整等を踏まえて** いることが通所給付決定保護者にわかるよう留意しなければなりません。



### 福祉・介護職員処遇改善加算

#### 報酬告示別表 第1 13 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑯

赤本P572~577  
P839~862

- 処遇改善の対象とならない職員(日中一時支援等の他の事業の職員や管理者など)に、処遇改善加算から給与等を支払っている。
- 処遇改善計画書について、職員への周知が確認できない。

# (補足) 障害児通所支援における送迎について①

## 1 共通事項

### (1) 送迎前

●利用申込者から送迎料金を受け取る場合は事前に運営規程に定めるとともに、重要事項説明書を用いて利用申込者に説明して下さい。

●万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。なかには送迎時の事故が保障の対象外となる場合がありますので、契約内容の確認が必要です。

●職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。

### (2) 送迎時

●重症心身障害児に対して送迎を行う場合、送迎に際し、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1名以上配置することが必要です。

重症心身障害児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。

●指導員の方が運転手・添乗者となることは可能です。

### (3) 送迎後

●送迎の記録も必要です。

(例) 児童の自宅と事業所間を送迎する場合（記載例です。様式は問いません。）

児童氏名	送迎	出発	到着	連絡事項等	運転手	添乗者
〇〇 〇〇	迎え	自宅 9:05	事業所 9:25	少し発熱があるのではないかとお母様が心配しておられた。	△△ (EP)	▲▲ (EP)
	送り	事業所 14:10	自宅 14:35	昼食も元気に食べていた旨をお伝えする。	△△ (EP)	▲▲ (EP)

### 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)

○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

\* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(\*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④ その他、市町村が必要と認める場合(\*2)。

\*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

\*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。

## (補足) 障害児通所支援における送迎について②

### 送迎加算

#### 報酬告示別表 第1 11

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

注1 イについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

#### 厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚労告269・第4号の2)

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1人以上配置していること。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑭

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。

ただし、①の(一)又は(二)を算定している場合は、算定できないものであること。

(二) 通所報酬告示第1の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。

重症心身障害児の送迎については、①の(三)又は(五)により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事するものに限る。)を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。

なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。

(三) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。

赤本P 566~569

# 「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ **ガイドラインの趣旨**

◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け  
ガイドライン

児童発達支援管理責任者  
向けガイドライン

従業者向け  
ガイドライン

◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理  
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等  
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ **緊急時の対応と法令遵守等**

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応  
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

## 放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

The image shows two overlapping evaluation tables. The top one is '保護者等向け 放課後等デイサービス評価表' (資料3-2) and the bottom one is '事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表' (資料3-3). Both tables have columns for 'チェック項目' (Check items), 'はい' (Yes), 'どちらか' (Either), 'いいえ' (No), and '特記事項' (Remarks). The bottom table also includes a column for '改善目標、工夫している点など' (Improvement goals, etc.).

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」の一部改正について

## 1. 改正の概要

- ・ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者（以下「児童発達支援管理責任者」という。）になるために必要となる実務に従事した期間として、児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設（現：情緒障害児短期治療施設）及び児童自立支援施設）において児童の支援に従事した期間を算入できるようにする。
- ・ 児童発達支援管理責任者になるために必要となる実務に従事した期間として、児童の福祉に係る事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）に従事した期間を算入できるようにする。
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件中「直接支援の業務」の定義について、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」が含まれることを明確にする。
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件として、児童又は障害者に対する支援を内容とする業務に従事した期間が通算3年以上であることを課す。
- ・ 経過措置を設け、平成29年3月31日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であって、改正前の規定による実務経験者の要件を満たす者を、平成30年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者として置くことができるものとする。
- ・ その他所要の改正を行う。

## 2. 改正告示

- ・ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示230号）

## 3. 根拠法令

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第49条第1項

## 4. 今後のスケジュール

公布日：平成29年3月下旬（予定）

施行日：平成29年4月1日（予定）

# 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

(平成二十四年岡山県条例第四十七号)

(児童指導員の資格)

第五十九条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2	社会福祉士の資格を有する者
3	精神保健福祉士の資格を有する者
4	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5	学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
9	学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの
10	三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの



支援の種類	放課後等デイサービス		事業所・施設名		放課後等デイサービス〇〇〇〇		当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①		40		時間																										
	職種	有資格者※1	勤務形態※2	氏名	勤務時間														4週の合計時間	週平均の勤務時間※4	常勤換算後の人数※5																
					第1週				第2週				第3週				第4週																				
基準配置職員※6	管理者兼児発管	〇	B	岡山 太郎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	2	3=2/4	4=3/1		
	児童指導員	〇	A	備前 福男	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	160	40.0	
	保育士	〇	C	備中 桃子	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	160	40.0	
	障害福祉サービス経験者		C	美作 桜子	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	96	24.0	
加配職員※7	障害福祉サービス経験者		C	美作 桜子																															48	12.0	
	指導員		C	古備 梅子																															0.0	0.0	
区分して記載してください。																																					
①加配加算対象従業者の配置が常勤換算で1未満である。 4時間×24日=96時間÷4週=24時間÷40時間(1)=0.6<1																																					
以上①から、「指導員加配加算口指導員」の算定は不可。																			96	24.0	0.6																
児童指導員等の合計勤務時間数※9																				0.0	0.0																
勤務時間※10					① 10:00 ~ 19:00 (8.0) ② 14:00 ~ 18:00 (4.0) ③ (0.0)																																
サービス提供時間					単位1 15:00 ~ 18:00 (3.0) (学校がある日(平日))																10名																
及び利用定員※11					単位2 11:00 ~ 17:00 (6.0) (学校休業日(平日)、土曜日、春・夏・冬休み)																10名																

(備考)

- ・申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。
- ・当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- ・当該事業所・施設において使用している勤務割表等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(記載に当たっての留意事項)

- ※1 有資格者欄には、平成29年4月1日告示改正後の基準を満たす児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、若しくは強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者に該当する者に○をつけてください。
- ※2 勤務形態欄には、「A:常勤で専従 B:常勤以外で専従 C:常勤以外で専従 D:常勤以外」のいずれかを記載してください。
- ※3 単位欄には、その日に実施する支援の単位について記載してください。(単位が一つの場合、記載していただく必要はありません。)
- ※4 週平均の勤務時間④には、4週の合計②を4で除いた数を記載してください。
- ※5 常勤換算後の人数⑤には、週平均の勤務時間④を当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①で除いた数を記載してください。
- ※6 基準配置職員欄には、人員基準上の職種を記載してください。
- ※7 加配職員欄には、人員基準上に加えて加配している職員を記載してください。
- ※8 指導員加配加算の算定を希望する場合は、加配職員の合計勤務時間数を記載してください。人員基準上の人員に加え、常勤換算で1名以上の加配が必要です。
- ※9 指導員加配加算のうち、「児童指導員等」の算定を希望する場合は、児童指導員等の合計勤務時間数を記載してください。児童指導員等について常勤換算で2名以上の配置が必要です。
- ※10 勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。付した番号については、下記記載例を参考に表内の勤務時間欄に記載してください。  
(記載例一勤務時間 ① 9:00 ~ 18:00(8.0)、② 9:00 ~ 13:00(4.0)、③ 13:00 ~ 17:30(4.5)) <注意>勤務しない日は空欄
- ※11 サービス提供時間及び利用定員について、複数単位実施の場合は単位ごとに記載してください。また、単位の設定についてその内容(曜日等)を記載してください。

支援の種類	放課後等デイサービス		事業所・施設名		放課後等デイサービス〇〇〇〇		当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①		40		時間												
	職種	有資格者※1	勤務形態※2	氏名	勤務時間														4週の合計時間	週平均の勤務時間※4	常勤換算後の人数※5		
					第1週				第2週				第3週				第4週						
基準配置職員※6	管理者兼児発管	〇	B	岡山 太郎	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	160	40.0	④=⑧/①
	児童指導員	〇	A	備前 福男	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	160	40.0	
	保育士	〇	C	備前 桃子	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	96	24.0	
	障害福祉サービス経験者		C	美作 桜子	②				②				②				②				48	12.0	
加配職員※7	障害福祉サービス経験者		C	美作 桜子									①								32	8.0	0.2
	指導員		C	吉備 梅子	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	128	32.0	0.8
①加配加算対象従業者の配置が常勤換算で1以上配置している。 8時間×20日=160時間÷4週=40時間÷40時間(①)=1≥1 ②有資格者の従業者の配置が常勤換算で2未満である。 1. 〇 (備前福男) + 0.6 (備前桃子) = 1.6 < 2 以上①、②から「指導員加配加算口指導員」の算定が可能。														160	40.0	1.0							
児童指導員等の合計勤務時間数※9														256	64.0	1.6							
勤務時間※10														① 10:00 ~ 19:00 (8.0) ② 14:00 ~ 18:00 (4.0) ③ ~ (0.0)									
サービス提供時間														単位1 15:00 ~ 18:00 (3.0) (学校がある日(平日))		定員 10 名							
及び利用定員※11														単位2 11:00 ~ 17:00 (6.0) (学校休業日(平日)、土曜日、春・夏・冬休み)		定員 10 名							

(備考)

- ・申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。
- ・当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- ・当該事業所・施設において使用している勤務割表等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

(記載に当たっての留意事項)

- ※1 有資格者欄には、平成29年4月1日告示改正後の基準を満たす児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、若しくは強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者に該当する者に○をつけてください。
- ※2 勤務形態欄には、「A:常勤で専従 C:常勤以外で専従 D:常勤以外」のいずれかを記載してください。
- ※3 単位欄には、その日に実施する支援の単位について記載してください。(単位が一つの場合、記載していただく必要はありません。)
- ※4 週平均の勤務時間④には、4週の合計②を4で除いた数を記載してください。
- ※5 常勤換算後の人数⑤には、週平均の勤務時間④を当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①で除いた数を記載してください。※算出に当たっては、小数点以下2位を切り捨ててください。
- ※6 基準配置職員欄には、人員基準上の職種を記載してください。
- ※7 加配職員欄には、人員基準上に加えて加配している職員を記載してください。
- ※8 指導員加配加算の算定を希望する場合は、加配職員の合計勤務時間数欄に加配職員の合計勤務時間を記載してください。人員基準上の人員に加え、常勤換算で1名以上の加配が必要です。
- ※9 指導員加配加算のうち、「児童指導員等」の算定を希望する場合は、児童指導員等の合計勤務時間数を記載してください。児童指導員等について常勤換算で2名以上の配置が必要です。
- ※10 勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。付した番号については、下記記載例を参考に表内の勤務時間欄に記載してください。
  - (記載例)勤務時間 ① 9:00 ~ 18:00(8.0)、② 9:00 ~ 13:00(4.0)、③ 13:00 ~ 17:30(4.5) <注意>勤務しない日は空欄
- ※11 サービス提供時間及び利用定員について、複数単位実施の場合は単位ごとに記載してください。また、単位の設定についてその内容(曜日等)を記載してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(平成 29 年 〇〇 月分)

記入例③ (指導員加配加算イ児童指導員等) を算定

支援の種類	放課後等デイサービス		事業所・施設名		放課後等デイサービス〇〇〇〇		当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①		40		時間																			
	職 種	有資格者※1	勤務時間							4週の合計時間		週平均の勤務時間※4	常勤換算後の人数※5																	
			第1週		第2週		第3週		第4週																					
標準配置職員※6	氏名	勤務形態※2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	岡山 太郎	○ B	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	備前 福男	○ A	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
	備中 桃子	○ C	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2
加配職員※7	美作 桜子	○ C							①																					
	古備 梅子	○ C																												
加配職員の合計勤務時間数※8			①加配加算対象従業者の配置が常勤換算で1以上配置している。 8時間×20日=160時間÷4週=40時間÷40時間(1)=1≥1 ②有資格者の従業者の配置が常勤換算で2以上配置している。 1. 0 (備前福男) + 0. 6 (備中桃子) + 0. 5 (美作桜子) = 2. 1 ≥ 2 以上①、②から「指導員加配加算イ児童指導員等」の算定が可能。																											
児童指導員等の合計勤務時間数※9			勤務時間※10 ① 10:00 ~ 19:00 (8.0) ② 14:00 ~ 18:00 (4.0) ③ ~ (0.0) サービス提供時間 単位1 15:00 ~ 18:00 (3.0) (学校がある日(平日)) 定員 10 名 及び利用定員※11 単位2 11:00 ~ 17:00 (6.0) (学校休業日(平日)、土曜日、春・夏・冬休み) 定員 10 名																											
合計勤務時間数			4週の合計時間 ② 160 週平均の勤務時間 ③=②/4 40.0 常勤換算後の人数 ④=③/1 40.0 40 32 8.0 0.2 128 32.0 0.8 0.0 0.0 0.0 0.0 160 40.0 1.0 336 84.0 2.1																											

(備考)

- ・申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。
- ・当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- ・当該事業所・施設において使用している勤務割表等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間等が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。
- (記載に当たったの留意事項)
- ※1 有資格者欄には、平成29年4月1日告示改正後の基準を満たす児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、若しくは強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者に該当する者に○をつけてください。
- ※2 勤務形態欄には、「A:常勤で専従 C:常勤以外で専従 D:常勤以外」のいずれかを記載してください。
- ※3 単位欄には、その日に実施する支援の単位について記載してください。(単位が一つの場合、記載していただく必要はありません。)
- ※4 週平均の勤務時間④には、4週の合計②を4で除いた数を記載してください。
- ※5 常勤換算後の人数⑤には、週平均の勤務時間④を当該事業所等における常勤職員が1週間に勤務すべき時間①で除いた数を記載してください。 ※算出に当たっては、小数点以下2位を切り捨ててください。
- ※6 基準配置職員欄には、人員基準上の職種を記載してください。
- ※7 加配職員欄には、人員基準上に加えて加配している職員を記載してください。
- ※8 指導員加配加算の算定を希望する場合は、加配職員の合計勤務時間数を記載してください。人員基準上の人員に加え、常勤換算で1名以上の加配が必要が必要です。
- ※9 指導員加配加算のうち、「児童指導員等」の算定を希望する場合は、児童指導員等の合計勤務時間数を記載してください。児童指導員等について常勤換算で2名以上の配置が必要です。
- ※10 勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。付した番号については、下記記載例を参考に表内の勤務時間欄に記載してください。 (記載例一勤務時間 ① 9:00 ~ 18:00(8.0)、② 9:00 ~ 13:00(4.0)、③ 13:00 ~ 17:30(4.5)) <注意>勤務しない日は空欄
- ※11 サービス提供時間及び利用定員について、複数単位実施の場合は単位ごとに記載してください。また、単位の設定についてその内容(曜日等)を記載してください。

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) 契約内容  
(通所受給者証記載事項) 報告書

平成 年 月

市町村長 宛

事業者番号									
事業者及び 事業書の名称、代表者 名									

下記のとおり当事業者との契約内容（通所受給者証記載事項）について報告します。

記

報告対象者

受給者証番号									
通所給付決定 保護者氏名					給付決定に係る 児童氏名				

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の 事業者記入欄 の番号	支援の内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を変更した日)	理由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約
				<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量による支援提供を終了した報告

提供を終了する 事業者記入欄の番号	提供終了日	提供終了月中の終了 日までの既提供量	既契約の契約支給量での支援提供 を終了する理由
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

障 発 0 3 3 0 第 3 1 号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児通所支援又は障害児入所支援における  
日常生活に要する費用の取扱いについて

児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供に当たって、当該障害児通所支援等に係る利用者負担額のほか、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人。以下「通所給付決定保護者等」という。）から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）において規定されているところであるが、障害児通所支援等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成19年2月14日付け障発第0214003号当職通知「指定施設支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」は平成24年3月31日限り廃止する。

## 記

### 1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、通所給付決定保護者等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(障害児の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

### 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、通所給付決定保護者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、障害児通所給付費又は障害児入所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、通所給付決定保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示

されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

### 3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

### 4 留意事項

- (1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に障害児の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、障害児及び通所給付決定保護者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての障害児に対して一律に提供し、すべての障害児に係る通所給付決定保護者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

- (2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

### 5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を通所給付決定保護者等から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、

(2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で  
出納事務が行われること、

(3) 通所給付決定保護者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要  
な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、通所給付決定保護者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあって  
は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額  
に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべ  
き費用としては、障害児及び通所給付決定保護者等個人の希望による嗜好品、贅  
沢品の購入に係る費用、入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

## 6 通所給付決定保護者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害児通所支援等の提供に要する費用として障害児通所給付費等に含まれるも  
のについては、通所給付決定保護者等から徴収することはできない。障害児通所  
給付費等の対象に含まれない費用については、通所給付決定保護者等から金銭を  
徴収することが可能とされている。

また、通所給付決定保護者等から金銭を徴収することができるのは、当該金銭  
の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって当該障害児の通所給付決定  
保護者等に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支  
払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者等に金銭の支  
払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護  
者等の同意を得なければならないものである。



岡山県保健福祉部障害福祉課  
障害福祉サービス班

TEL 086-226-7345  
FAX 086-224-6520  
MAIL [j-shien@pref.okayama.jp](mailto:j-shien@pref.okayama.jp)